

みんなで支え合うために

65歳以上の人の介護保険料

平成30年度から32年度までの介護保険料が決まりました。

介護保険法では、事業の円滑な運営のために事業計画を策定し、3年ごとに見直しを行うことになっています。

いつから納めるの

65歳以上の人の保険料は、65歳になった月(誕生日の前日)が属する月)分から納めます。

40歳以上65歳未満の人は、加入している医療保険に上乘せされています。

保険料の決まり方は

平成30年度から32年度の3年間の、介護サービスにかかる費用の総額を見込んで算出した基準額を基に、本人や世帯の前年の所得状況などに応じて算定されます(別表)。

保険料の納め方は

年金から天引きする特別徴収と、納付書か口座振替で納付する普通徴収があります。

●特別徴収(年金天引き)

老齢(退職)・遺族・障害年金が年額18万円以上の人は、年金

の定期払いのときに保険料が天引きになります。

●普通徴収(納付書、口座振替)

年金額が年額18万円未満の人は普通徴収になります。市から送付される納付書か口座振替で納付してください。

市では口座振替による納付を原則化しました。現在納付書で納めている人は、便利で納め忘れない口座振替への切り替えに協力してください。

年金額が18万円以上の人でも、次のようなときには一定の期間、普通徴収になります。

- 年度途中で65歳になった
- 年度途中でほかの市町村から転入した
- 修正申告などによって所得段階が変更になった
- 年金差し止めなどによって年

金の支給が一時停止された

介護保険料納付書・保険料額決定通知書の送付

保険料の納付書は6月中旬に郵送します。届いたら確認の上、納付してください。特別徴収や口座振替の人には、保険料額決定通知書を郵送します。

保険料の納付先・納期限

市役所本庁または各支所、金融機関、郵便局、コンビニで納付できます。普通徴収の納期は、6月から翌年1月までの年8回に分かれています。納期限は各月の末日(12月は25日)です。

保険料の納め忘れに注意

特別な理由がなく保険料を1年以上滞納していると、介護サービスを利用するときに、費

用の全額立て替え払いや、保険給付の一時差し止め、利用者負担割合の引き上げなどの措置が取られます。

保険料の未納は本人だけの問題ではありません。配偶者や世帯主にも、連帯納付義務があります。

本人が亡くなった場合も、継続により保険料の債務は引き継がれます。忘れずに納付してください。

問い合わせ先

高齢者福祉課介護保険班

☎ 62・5308

【別表】所得段階ごとの介護保険料(平成30～32年度)

所得段階	対 象	保険料率	保険料額	
			年 額	月 額
第1段階	●生活保護受給者 ●老齢福祉年金受給者で世帯全員が非課税 ●世帯全員が市民税非課税で合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	27,540円	2,295円
第2段階	●世帯全員が市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円を超え120万円以下の人	基準額×0.65	39,780円
第3段階		合計所得+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	45,900円
第4段階	●世帯の誰かに市民税が課税されているが、本人は市民税非課税	合計所得+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.9	55,080円
第5段階		第4段階以外の人	基準額	61,200円
第6段階	●本人が市民税課税	合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.2	73,440円
第7段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満の人	基準額×1.3	79,560円
第8段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満の人	基準額×1.5	91,800円
第9段階		合計所得金額が300万円以上500万円未満の人	基準額×1.7	104,040円
第10段階		合計所得金額が500万円以上1,000万円未満の人	基準額×1.8	110,160円
第11段階		合計所得金額が1,000万円以上の人	基準額×2.0	122,400円